

財 関 第 259 号
令和6年3月31日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

分類例規等の一部改正について

分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 分類例規の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。